

東京女子体育短期大学学則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 東京女子体育短期大学（以下「本学」という。）は、体育・スポーツの実践的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

(学 科)

第3条 本学に次の学科を置く。

保健体育学科 こどもスポーツ教育学科

(本 部)

第4条 本学の本部を東京都国立市富士見台四丁目30番地の1に置く。

2 本部に事務局、入試部、広報部、教務部、学生部、キャリアセンター及び教職センターを置く。

(図書館)

第5条 本学に附属図書館を置く。

(健康管理センター)

第5条の2 本学に健康管理センターを置く。

(地域交流センター)

第5条の3 本学に地域交流センターを置く。

(認証評価)

第5条の4 本学は、第2条の措置に加え、本学の教育研究等総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けたものによる評価を受けるものとする。

(情報の積極的な提供)

第5条の5 本学は、本学における教育研究活動等を総合的な状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報提供をするものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第5条の6 本学は、本学における授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2章 職員

(職員)

第6条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員及び教務補佐員などを置く。

(事務局、入試部、広報部、教務部、学生部、キャリアセンター及び教職センター)

第7条 事務局に局長、その他の職員を置き、入試部、広報部、教務部、学生部にそれぞれ部長、その他の職員を置き、キャリアセンター、教職センターに所長、その他の職員を置く。

(図書館)

第8条 図書館に館長その他の職員を置く。

(健康管理センター)

第8条の2 健康管理センターに所長、その他の職員を置く。

(地域交流センター)

第8条の3 地域交流センターに所長、その他の職員を置く。

(職務)

第9条 職員の職務に関しては、学校教育法、学則及び本学において別に定める事務分掌規程による。

第3章 会議

(教授会)

第10条 本学に教授会を置く。

2 教授会は学長、本学専任の教授、准教授、講師をもって構成する。必要な場合は他の職員を加えることができる。

3 学長は教授会を招集して、その議長となる。

4 教授会は、構成員の過半数をもって成立するものとする。

5 教授会の議事は出席者の過半数による。賛否同数の場合には、議長がこれを決定する。学長が重要事項として認めた事項の議事は3分の2以上とする。

(審議事項等)

第11条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及びその他の学生の身分の取扱いに関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの(学長裁定)

2. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(委員会)

第12条 本学に各種委員会を置く。

第4章 学生定員

(学科及び学生定員)

第13条 各科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保健体育学科	40人	80人
こどもスポーツ教育学科	80人	160人

第 5 章 修業年限・学年・授業期間・ 学期・休業日

(修業年限)

第14条 修業年限は2か年とする。

(学 年)

第15条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(授業期間)

第16条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第16条の2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。

ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(学 期)

第17条 学年を分けて、次の二期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、期間については、教育上必要な場合等の事情により、学長の承認を得て、当該年度の学年暦において定める。

(休業日)

第18条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日

(2) 創立記念日 5月10日

(3) 春季休業日 3月11日から4月2日まで

(4) 夏季休業日 8月 1日から9月13日まで

(5) 冬季休業日 12月22日から翌年1月7日まで

2. 臨時に前項以外の休日を設けることができる。

3. 学長が必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず、休業日においても実習を課し、もしくは特別講義を聴講させ、又は休業日の期間を変更することがある。

第 6 章 教 育 課 程

(教育課程)

第19条 教育課程は専門に関する科目、教養科目及び教職に関する科目の各授業科目

を、必修科目及び選択科目に分け、各年次に配当して編成するものとする。

2. 教育課程は次のとおりである。

- (1) 保健体育学科は、別表1のとおりとする。
- (2) こどもスポーツ教育学科は、別表2及び別表3のとおりとする。

第7章 課程の履修及び単位の授与

(課程の履修)

第20条 保健体育学科にあつては、第19条第2項別表1に示す授業科目中、必修科目、選択科目を含め、専門に関する科目、教養科目及び教職に関する科目の指定科目の単位数を合わせて62単位以上を履修するものとする。

第21条 こどもスポーツ教育学科にあつては、第19条第2項別表2、別表3に示す授業科目中、必修科目、選択科目を含め、専門に関する科目、教養科目の単位数を合わせて64単位以上を履修するものとする。

(教職課程、指定保育士養成課程)

第22条 本学における教育課程は次の4つの教育課程を含んでいる。

- (1) 中学校教諭二種免許状（免許教科・保健体育）取得課程
- (2) 小学校教諭二種免許状取得課程
- (3) 幼稚園教諭二種免許状取得課程
- (4) 指定保育士養成課程

2. 本学の各学科において取得できる免許状及び資格の種類は、次のとおりである。

学 科	取得できる免許状及び資格の区分
保健体育学科	中学校教諭二種免許状（免許教科・保健体育）
こどもスポーツ教育学科	幼稚園教諭二種免許状・小学校教諭二種免許状・保育士資格

3. 本学が設置する中学校教諭二種免許状（保健体育）の取得に係る教育課程は、別表4のとおりとする。
4. 本学が設置する小学校教諭二種免許状の取得に係る教育課程は、別表5のとおりとする。
5. 本学が設置する幼稚園教諭二種免許状の取得に係る教育課程は、別表6のとおりとし、幼稚園教諭二種免許状の取得に係る必要な事項は別に定める。
6. 本学が設置する指定保育士養成教育課程は、別表7のとおりとし、保育士資格取得に係る必要な事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第23条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定

める時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第24条 一つの授業科目を履修した者に対しては、原則として試験を実施したうえ、諸条件を考慮し、総合的な判断に基づいて、単位を授与する。

(成績の評価)

第24条の2 履修科目の成績は、100点をもって満点とし、その評価は、秀・優・良・可・認定・不可・対象外をもって表記し、可以上及び認定を合格とする。

秀	90点以上
優	80点以上
良	70点以上
可	60点以上
認定	別に定める
不可	60点未満
対象外	点数なし

(追試験)

第24条の3 別に定める理由で、定期試験を受けることができなかつた場合は特別欠課とし、所定の手続きにより追試験を行うものとする。

(再試験)

第24条の4 上記以外の事由により定期試験を受けることができなかつた者や、定期試験で合格点に達しなかつた者には、再試験を行うことができる。再試験の成績は別の定めによる。

(他の短期大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合及び外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第25条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第58条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修

得したものとみなすことができる。

2. 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
3. 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第25条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第25条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第8章 卒業及び学位授与

(卒業の認定)

第27条 保健体育学科にあつては、2か年(第42条により2年次に入学した者については、1か年)以上在学し第20条所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

第28条 こどもスポーツ教育学科にあつては、2か年(第42条により2年次に入学した者については、1か年)以上在学し第21条所定の授業科目を履修し、64単位以上を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第29条 第27条及び第28条の規定により卒業した者は、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(卒業の時期)

第29条の2 卒業の時期は学年の終わりとする。ただし、学長が必要と認めるときは、学年の途中においても学期の区分に従い、学生を卒業させることができる。

(中学校教諭二種免許状(保健体育)の取得)

第29条の3 中学校教諭二種免許状(保健体育)を取得しようとする者は、第27条に定める在学年限及び単位を充足し、合わせて教育職員免許法及び同法施行規則の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

(小学校教諭二種免許状の取得)

第29条の4 小学校教諭二種免許状を取得しようとする者は、第28条に定める在学年限及び単位を充足し、合わせて教育職員免許法及び同法施行規則の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

(幼稚園教諭二種免許状の取得)

第29条の5 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第28条に定める在学年限及び単位を充足し、合わせて教育職員免許法及び同法施行規則の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

(保育士資格の取得)

第29条の6 保育士の資格を取得しようとする者は、第28条に定める在学年限及び単位を充足し、合わせて児童福祉法施行規則第6条の2項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

第9章 入学・退学・休学等

(入学)

第30条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第31条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - ア 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準じる者で文部科学大臣の指定したもの
 - イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ウ 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - エ 文部科学大臣の指定した者
 - オ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
 - カ 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - キ 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

(入学の出願)

第32条 本学に入学を志望する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第33条 入学を志望する者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学の手続)

第33条の2 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の誓約書その他の指定された書類を提出するとともに、入学金等学生納付金を納付しなければならない。

2. 前項に規定するもののほか、出願手続、入学者選考及び入学手続について必要

な事項は別に定める。

(入学の許可)

第33条の3 学長は、入学手続を完了した者に入学を許可する。

第34条 削除

(退学)

第35条 退学するときは、保証人連署の上、理由を付して学長に願い出て許可を受けなければならない。

ただし、在学期間中に死亡した場合は、退学として取扱うものとする。

(除籍)

第36条 学長は、次の各号に該当する者を除籍することができる。

- (1) 第37条に定める在学期間の限度を超えた者
- (2) 第39条に定める休学期間の限度を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料その他学生納付金を滞納し、督促してもこれに応じない者
- (4) 病気その他の理由によって成業の見込がない者
- (5) 行方不明の者

(在学)

第37条 在学期間は4か年以内とする。ただし、第42条により2年次に入学した者の在学期間は3か年以内とする。

2. 第41条により再入学した者の在学期間は、前項に定める在学期間から再入学前の在学期間を控除した期間とする。

(休学)

第38条 病気、その他やむを得ない事情のため、引き続き3か月以上修学することができないときは、理由を付して休学を願い出ることができる。

ただし、病気の場合は医師の診断書を添えるものとする。

第39条 休学は3か月・6か月・1か年のそれぞれの期間についてのみ許可し、通算2か年を超えることはできない。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

2. 休学期間は在学年数に算入しない。

(復学)

第40条 休学期間満了の場合、又は休学期間中その理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(再入学)

第41条 一度退学した者が再入学を願い出た場合は、審査の上、これを許可することができる。

2. 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

第42条 他の大学又は短期大学からその学長の承認を得て本学に転学を志望する者があれば、審査の上、相当学年に入学を許可することができる。

第43条 本学から他の短期大学へ転学しようとする者は、学長の承認を得なければ

ならない。

第10章 授業料・入学検定料・入学金
・施設設備費・実験実習料・貸給費

(授業料)

第44条 授業料は次のとおりとし、二期に分けて納入するものとする。

区 分	第一期	第二期	年額計	納 期
保健体育学科	350,000 円	350,000 円	700,000 円	前期4月30日まで
こどもスポーツ教育学科	370,000 円	370,000 円	740,000 円	後期9月30日まで

2. 特別な事情によりを所定の納期までに納入困難な者に対しては、願出により分納又は延納を許可することができる。
3. 第39条に定める休学期間を除き、本学に2か年(第42条により2年次に入学した者については、1か年)在学し、保健体育学科にあつては第20条所定の授業科目62単位、こどもスポーツ教育学科にあつては第21条所定の授業科目64単位を修得していない者に対しては、授業料の一部を減額することができる。減額する授業料の額は別に定める。

(入学検定料)

第45条 入学検定料は33,000円とする。併願の場合は別に定める。

(入学金)

第46条 入学金は230,000円とする。

(施設設備費)

第47条 施設設備費は、年額280,000円とし、次の二期に分けて納入するものとする。

第一期	140,000 円	納期	4月1日から4月30日まで
第二期	140,000 円	納期	9月1日から9月30日まで

2. 特別な事情により所定の納期までに納入困難な者に対しては、願出により、分納又は延納を許可することができる。

(実験実習料)

第47条の2 実験実習料は次のとおりとし、二期に分けて納入するものとする。

区 分	第一期	第二期	年額計	納 期
保健体育学科	25,000 円	25,000 円	50,000 円	前期4月30日まで
こどもスポーツ教育学科	30,000 円	30,000 円	60,000 円	後期9月30日まで

2. 特別な事情により所定の納期までに納入困難な者に対しては、願出により、分納又は延納を許可することができる。

(退学等の場合の授業料等の徴収)

第48条 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者については、その期の授業料等は在籍していた期まで徴収する。

第49条 第39条第1項に定める休学を認められた者については、休学期間中の授業料及び施設設備費及び実験実習料は徴収しない。

ただし、休学期間に応じて在籍料を徴収する。

(授業料等の返還)

第50条 既納の授業料、入学検定料、入学金及び施設設備費及び実験実習料は返還しない。

ただし、次の各号の一に該当するときは授業料等を返還することができる。

(1) 別に定める入学者選考において入学を許可された者が、所定の期間に入学を辞退するときは、納付した者の申出により授業料、施設設備費及び実験実習料相当額

(2) 削除

(授業料等の額の改定)

第51条 削除

(貸給費)

第52条 貸給費については、別にこれを定める。

第11章 賞 罰

(表彰)

第53条 学生として本学の建学の精神にてらし表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第53条の2 学生として本学の建学の精神にもとり、規則に違反し、又は学生として本分に反する行為があった者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを懲戒する。

2. 前項の懲戒は、退学・停学及び訓告とする。

3. 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 正当な理由なくして出席が常でない者

(2) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(4) 学業に意欲を欠き成績不良で成業の見込がないと認められる者

4. 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

第12章 厚生・保健施設

(寄宿舎)

第54条 本学に寄宿舎を附設し、学生の勉学及び生活指導に資する。

(健康管理センター)

第55条 本学に健康管理センターを設け、教職員及び学生の保健に資する。又、カウンセリング室を設け、学生の相談に応じる。

第13章 外国人留学生・科目等履修生

(外国人留学生)

第56条 外国人で、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第57条 外国人留学生には、本学則を準用する。

(科目等履修生)

第58条 本学の学生以外の者が本学所定の授業科目中1又は複数の科目を選んで履修を志望するときは、当該科目の授業に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として受入れることができる。

2. 科目等履修生として履修し、試験等を合格した場合は、その授業科目の単位を授与することができる。単位の授与については、第24条の規定を準用する。

第59条 科目等履修生に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第14章 委託生

(委託生)

第60条 公共団体等の機関から本学の所定授業科目について修学の委託を受けたときは、研究及び授業に妨げのない限り、選考の上、委託生として受入れることができる。

第61条 委託生に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第15章 公開講座

第62条 随時公開講座を開設することがある。

第16章 補則

第63条 この学則の実施に必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

1. この学則は昭和25年4月1日から実施する。
2. この学則は昭和30年4月1日から実施する。
3. この学則は昭和43年4月1日から実施する。
4. この学則は昭和44年4月1日から実施する。
5. この学則は昭和47年4月1日から実施する。
6. この学則は昭和48年4月1日から実施する。

7. この学則は昭和49年4月1日から実施する。
8. この学則は昭和50年4月1日から実施する。
9. この学則は昭和51年4月1日から実施する。
10. この学則は昭和52年4月1日から実施する。
11. この学則は昭和53年4月1日から実施する。
12. この学則は昭和54年4月1日から実施する。
13. この学則は昭和55年4月1日から実施する。
14. この学則は昭和56年4月1日から実施する。
15. この学則は昭和58年4月1日から実施する。
16. この学則は昭和59年4月1日から実施する。
17. この学則は昭和59年7月1日から実施する。
18. この学則は昭和60年4月1日から実施する。
19. この学則は昭和61年4月1日から実施する。

2. 第13条に規定する保健体育学科の入学定員は、平成9年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	昭和61年度		昭和62年度～平成8年度		平成9年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保健体育学科	人 200	人 300	人 200	人 400	人 100	人 300

20. この学則は昭和61年4月1日から実施する。
21. この学則は昭和62年4月1日から実施する。
22. この学則は昭和63年4月1日から実施する。
23. この学則は平成元年4月1日から実施する。
24. この学則は平成2年4月1日から実施する。ただし、平成元年度入学生については、第19条、第20条、第21条第4号及び第25条第2項の規定にかかわらず、従前の学則による。
25. この学則は平成2年4月1日から実施する。
26. この学則は平成3年4月1日から実施する。
27. この学則は平成4年4月1日から実施する。
ただし、第27条、第28条、第29条については、平成3年7月1日から適用する。
28. この学則は平成5年4月1日から実施し、平成5年度入学者から適用する。
29. この学則は平成6年4月1日から実施する。
30. この学則は平成7年4月1日から実施する。
31. この学則は平成8年4月1日から実施する。ただし、平成7年度以前に保健体育学科に入学した者の平成8年度の授業料については、次の表のとおりとする。

区分	第一期	第二期	年額
保健体育学科	285,000円	285,000円	570,000円

32. この学則は平成9年4月1日から実施する。

2. 第13条に規定する保健体育学科の入学定員及び収容定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成8年度		平成9～11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保健体育学科	人 200	人 400	人 200	人 400	人 100	人 300

33. この学則は平成10年4月1日から実施する。
34. この学則は平成11年4月1日から実施する。(授業料改定)
35. ①この学則は平成12年4月1日から施行する。(就職対策室新設、健康管理センターの附属機関化及び教職課程改定による改正)
②前項の規定にかかわらず、第20条、第21条及び第28条の規定は、平成12年度入学生から適用し、平成11年度以前に入学した学生については、従前の学則を引き続き適用する。
36. この学則は、平成12年9月6日から施行し、平成12年度に実施する入学選考から適用する。(入学検定料の改正)
37. この学則は平成13年2月28日から施行する。(文部科学省設置)
38. この学則は平成14年4月1日から施行する。(授業科目変更)
39. この学則は平成15年4月1日から施行する。(地域交流室新設)
40. この学則は平成16年4月1日から施行する。(就職対策室を部に地域交流推進室を地域交流センターに名称変更)
41. この学則は平成17年4月1日から施行する。(別表一部改正、休業日変更)
42. この学則は平成18年3月1日から施行する。(短期大学士、短期大学設置基準抛等による変更)
43. この学則は平成18年4月1日から施行する。(保健体育学科別表1「社会体育施設実習」科目の追加)
44. この学則は平成19年4月1日から施行する。(准教授、助教に職名変更)
45. この学則は平成19年4月1日から施行する。(別表1 保健体育学科、専門に関する科目、基礎実技の水泳Ⅰに海浜実習を含む、又エアロビック・エクササイズをⅠ・Ⅱに分割、体力トレーニング論及び実習をⅠ・Ⅱに分割し、共通選択の水泳Ⅲ(海浜実習)を廃止する。)ただし、平成18年度以前の入学の学生については、従前の学則を適用する。
46. この学則は平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。(授業料改定)ただし、第44条の規定にかかわらず、平成19年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。

2. 第51条を削除

47. この学則は平成20年4月1日から施行する。(授業料等取扱の変更)
第44条第3項の追加、第48条・第49条の一部改正、第50条の一部改正)
48. この学則は平成20年4月1日から施行する。(第18条第1項第3号の春季

休業日の一部改正)

49. この学則は、平成20年4月1日から施行する。(平成20年度入学生から適用する。)ただし、平成19年度以前の入学の学生については、従前の学則別表を適用する。(別表1:保健体育学科 専門以外の科目「音楽」を1単位に変更。別表2:児童教育学科「スポーツ指導概論」1単を加える。保育士関連6科目の単位数の改正)
50. この学則は、平成21年4月1日から施行する。(児童教育学科の入学定員の変更)
51. この学則は、平成21年4月1日から施行する。(別表1保健体育学科「海外英語講座」を「海外英語・文化講座」に科目名変更。別表2児童教育学科「幼児教育国際比較Ⅰ」「同Ⅱ」を廃止。「海外英語講座」を「海外英語・文化講座」に学科名を変更。「保育実習」「保育実習理論」科目新設。ユニット名を補足)
52. この学則は、平成21年4月1日から施行する。平成22年度入学生から適用する。(施設設備費の改定)
53. この学則は、平成22年4月1日から施行する。(別表1:保健体育学科に「英語会話(中級)」、「障害者スポーツ論」、「教職実践演習」を新設し、「総合演習」を廃止。別表2:児童教育学科に「障害者スポーツ論」、「教職実践演習」を新設し、「総合演習」を廃止)
54. この学則は、平成23年4月1日から施行する。(事務組織改編統合により、就職対策部をキャリア支援部に変更)
55. この学則は、平成24年4月1日から施行する。(第4章学生定員の保健体育学科入学定員100名を80名に、学生定員200名を160名に変更)
56. この学則は、平成24年4月1日から施行する。平成24年度入学生から適用する。(学則別表の一部改正。専門以外の科目を教養科目に変更。(導入教育として必修科目「藤村トヨの教育」「国語基礎校講座」「キャリアデザイン」を開設。保健体育学科の専門に関係する科目の基礎実技に「武道(柔道・剣道)」を開設。大学のカリキュラム改正に合わせて科目名の一部変更・廃止等)
57. この学則は平成27年4月1日から施行する。(入試部、広報部の設置、教授会の一部改正及び第17条にただし書きを追加)
58. この学則は平成27年4月1日から施行する。平成27年度入学生から適用する。(第21条・第28条・第44条第3項の一部改正。学則別表の一部改正)
59. この学則は平成28年4月1日から施行する。(成績評価の表記)
60. この学則は平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。(授業料等改定)
第44条、第47条の規定にかかわらず平成27年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。
61. この学則は平成28年4月1日から施行する。平成28年度入学生から適用する。(学則別表の一部改正)
62. この学則は平成29年4月1日から施行する。(組織改正(教職センター、企画調査室の設置))

63. この学則は平成29年4月1日から施行する。ただし、「社会体育施設実習」は、平成28年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。(学則別表1の一部改正)
64. この学則は平成30年4月1日から施行する。(定員変更、保育士養成課程設置に伴う改正)
ただし、第13条の規定にかかわらず、平成30年度の学生定員は、保健体育学科130人、児童教育学科190人とする。
65. この学則は平成30年4月1日から施行する。(第5条の4、第13条、第19条、第22条、第27条、第28条、第37条等の改正)
66. この学則は平成30年4月1日から施行し、第44条第1項(児童教育学科)、第47条及び第47条の2については平成30年度入学生から適用する。(授業料等改定)
67. この学則は平成30年4月1日から施行する。(学則及び学則別表の一部改正)
68. この学則は平成31年4月1日から施行する。(第13条、第19条、第22条2、第22条5、第22条6の一部改正。学則別表の一部改正)
69. この学則は平成31年4月1日から施行し、令和2年度入学生から適用する(授業料、入学検定料の改定)。ただし、第44条、第45条の規定にかかわらず、平成31年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。
70. この学則は令和2年4月1日から施行する。令和2年度入学生から適用する。(学則別表の一部改正)
71. この学則は、令和2年4月1日から施行する。(学則の一部改正)
72. この学則は、令和3年4月1日から施行する。(学則及び学則別表の一部改正)
73. この学則は、令和4年4月1日から施行する。(第4章学生定員の児童教育学科入学定員100名を80名に、収容定員200名を160名に変更。ただし、第13条の規定にかかわらず、令和4年度の収容定員は、児童教育学科180名とする。また、教授会事項等、賞罰に関する事項、第24条の2及び学則別表1、2、3、4、5、6、7の一部改正)
74. この学則は、令和5年4月1日から施行する。(「児童教育学科」の学科名称を「こどもスポーツ教育学科」に変更、キャリア支援部の名称をキャリアセンターに変更、及び授業科目の見直しに伴う学則及び学則別表の一部改正)

東京女子体育短期大学学則 別表
〔別表 1〕 保健体育学科(保健体育)

科目区分	授 業 科 目	単 位	履修区分	最低履修 単 位 数	備 考
教 養 科 目	藤村トヨの教育	1	必 修	4単位	外国語コミュニケーション(英語) I・II は連続履修すること ※印は、教育職員免許 状取得希望者の必修科 目
	キャリアデザイン	1			
	国語基礎講座	2			
	日本国憲法	※ 2	選 択	10単位	
	歴史と人間	2			
	情報リテラシー	※ 2			
	思想と人間観	2			
	自然と生命	2			
	社会と人間	2			
	音と芸術	2			
	外国語コミュニケーション(英語) I	※ 1			
	外国語コミュニケーション(英語) II	※ 1			
	英語表現	1			
	海外英語・文化講座	2			
	ボランティア理論	1			
	ボランティア実習	1			
	キャリアトレーニング	1			
計				14単位	

科目区分	授 業 科 目	単 位	履修区分	最低修得 単 位 数	備 考
専 門 に 関 連 す る 科 目	基礎理論	※	必 修	10単位	※印は、教育職員免許 状取得希望者の必修科 目
	スポーツ原理	※ 2			
	スポーツ史	※ 2			
	スポーツ心理学	※ 2			
	生理学	※ 2			
基礎実技	2	選 択	2単位	※印は、教育職員免許 状取得希望者の必修科 目 ◇印は 教育職員免許 状取得希望者は10単位 選択 「a」「b」が付記されてい る科目は単独履修可	
スポーツ栄養学	2				
水泳(含 海浜実習)	2				
体づくり運動a	※ 1				
体づくり運動b	※ 1				
器械運動a	◇ 1				
器械運動b	◇ 1				
陸上競技a	◇ 1				
陸上競技b	◇ 1				
球技(バスケットボール)	◇ 1				
球技(バレーボール)	◇ 1				
武 道(柔道)	◇ 1				
武 道(剣道)	◇ 1				
ダンスa	◇ 1				
ダンスb	◇ 1				
新体操a	1				
新体操b	1				
球技(ハンドボール)	◇ 1				
球技(ソフトボール)	◇ 1				
エアロビックダンス	1				
基礎理論・実技 計				24単位	

〔別表 1〕 保健体育学科(保健体育)

科目区分	授業科目	単位	履修区分	最低修得単位数	備考
専門に関する科目	運動学(含 運動方法) ※	2	選択	24単位以上	※印は、教育職員免許状取得希望者の必修科目
	スポーツ医学(含 救急法) ※	2			
	衛生学及び公衆衛生学 ※	2			
	学校保健(含 小児保健,精神保健,学校安全) ※	2			
	学校とスポーツの安全	2			
	スポーツ行政学	2			
	バイオメカニクス	2			
	コーチング論	2			
	トレーニング概論	2			
	スポーツ社会学	2			
	アスレティックコンディショニング	1			
	施設の経営管理	2			
	スポーツ経営管理学	2			
	スポーツ法学	2			
	スポーツ生理学 ※	2			
	運動処方論	2			
	体育測定・統計	2			
	アダプテッドスポーツ論	2			
	学校体育経営論	2			
	レジャー・レクリエーション概論	2			
選択実習	レクリエーション実習(含 ニュースポーツ)	1	選択		
	体カトレーニング実習	1			
	スキー	2			
	キャンプ	2			
	スノーボード	1			
	社会体育施設実習	2			卒業単位に含めない
教養科目のうち、最低修得単位数を超えて履修した科目					
専門に関する科目のうち、最低修得単位数を超えて履修した科目					
教職に関する科目のうち、指定科目から履修した科目(＃)					
計				24単位	
卒業要件最低修得単位数				62単位	

科目区分	授業科目	単位	履修区分	最低修得単位数	備考
教職に関する科目	教職論	2	教職必修	15科目 29単位	#印は、卒業に必要な単位数に含めることができる指定科目
	教育原理(含学校の制度と経営)	2			
	教育心理学	2			
	特別支援教育概論	1			
	教育課程論 #	2			
	保健体育科教育法Ⅰ #	2			
	保健体育科教育法Ⅱ #	2			
	道徳の指導法	1			
	総合的な学習の時間の指導法	1			
	特別活動の指導法	1			
	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む) #	2			
	生徒指導論(含 進路指導) #	2			
	教育相談	2			
	教職実践演習(中)	2			
	教育実習	5			

東京女子体育短期大学学則 別表
 [別表 2] こどもスポーツ教育学科 幼小コース

科目区分	授業科目	単位	幼小コース						
			幼稚園教諭免許		小学校教諭免許				
			履修区分	最低履修 単位数	履修区分	最低履修 単位数			
教養科目	基礎演習科目	藤村トヨの教育	1	必修	4単位	必修	4単位		
		キャリアデザイン	1						
		国語基礎講義	2						
	教養科目	児童と文学	2	選択		選択			
		思想と人間観	2						
		日本国憲法	2	必修	2単位	必修	2単位		
		社会と人間	2						
		海外英語・文化講座	2	選択		選択			
		地域社会とボランティア	2						
		自然科学入門	2						
		自然と生命	2						
	語学・情報科目	野外活動演習	1	必修	1単位	必修	1単位		
		外国語コミュニケーション(英語)Ⅰ	1						
		外国語コミュニケーション(英語)Ⅱ	1						
		情報機器演習Ⅰ	1						
	体育科目	情報機器演習Ⅱ	1	必修	4単位	必修	4単位		
		体育理論	1						
		体育実技(含水泳)	1	必修	2単位	必修	2単位		
		計	27					必修	13単位
専門科目	教科科目	国語(含書写)	2	選択		必修	8単位		
		社会	2						
		算数	2						
		理科	2						
		生活	2	/	/	選択			
		家庭	1						
		小学校英語	1	必修	2単位	必修	1単位		
		音楽A	1						
		音楽BⅠ	1			選択		選択	
		音楽BⅡ	1						
		音楽BⅢ	1	選択		選択			
		音楽BⅣ	1						
		図画工作Ⅰ	1	選択	/	必修	1単位		
		図画工作Ⅱ	1						
		リズム遊び(含リトミック)	1	選択	/	/	/		
		体育Ⅰ	1						
	体育Ⅱ	1	選択	/	必修	1単位			
	総合表現(創作オペレッタ)	2							
	領域科目	子どもと健康	1	必修	4単位	選択			
		子どもと環境	1						
		子どもと人間関係	1						
		子どもと表現	1						
		子どもの運動a	1	選択	/	/	/		
		子どもの運動b	1						
		子どもの身体表現a	1						
		子どもの身体表現b	1						
		子どもの野外活動	1						
子どもの造形と遊び		1							
基礎理論科目	教師論	2	必修	4単位	必修	2単位			
	保育者・教師論	2							
	教育原理(含学校の制度と経営)	2					必修	4単位	必修

科目区分	授業科目	単位	幼小コース							
			幼稚園教諭免許		小学校教諭免許					
			履修区分	最低履修 単位数	履修区分	最低履修 単位数				
専門科目	対象理解科目	子どもの身体学	2	選択						
		発達心理学	2	必修	3単位	必修	2単位			
		幼児理解	1			選択				
	総論	教育課程論	2			必修	2単位			
		保育・教育課程論	2	必修	3単位					
	保育内容総論	1								
	内容・方法科目	教育内容指導法	国語科教育法Ⅰ	1			必修	1単位		
			国語科教育法Ⅱ	1			選択必修	#		
			社会科教育法Ⅰ	1			必修	1単位		
			社会科教育法Ⅱ	1			選択必修	#		
			算数科教育法Ⅰ	1			必修	1単位		
			算数科教育法Ⅱ	1			選択必修	#		
			理科教育法Ⅰ	1			必修	1単位		
			理科教育法Ⅱ	1			選択必修	#		
			生活科教育法Ⅰ	1						
			音楽科教育法Ⅰ	1			必修	1単位		
			音楽科教育法Ⅱ	1			選択必修	#		
			図画工作科教育法Ⅰ	1			必修	1単位		
			図画工作科教育法Ⅱ	1			選択必修	#		
			家庭科教育法Ⅰ	1						
			体育科教育法Ⅰ	1			必修	1単位		
			体育科教育法Ⅱ	1			選択必修	#		
			小学校英語教育法Ⅰ	1						
			保育内容(健康)指導法	1			必修	7単位		
			保育内容(人間関係)指導法	1						
			保育内容(環境)指導法	1						
			保育内容(言葉)指導法	1						
			保育内容(身体表現)指導法	1						
			保育内容(音楽表現)指導法	1						
			保育内容(造形表現)指導法	1						
			道徳の指導法	1					必修	3単位
			特別活動の指導法	1						
			総合的な学習の時間の指導法	1						
	内容・方法各論	教育の方法及び技術 (情報通信技術の活用含む)	2	必修	5単位	必修	5単位			
		特別支援教育概論	1							
		教育相談	2							
		レクリエーション演習	1	選択		選択				
		生徒指導論(含進路指導)	2			必修	2単位			
	総合演習科目	教職実践演習(小)	2			必修	2単位			
		保育・教職(幼稚園)実践演習	2	必修	2単位					
実習科目	教育実習(幼・小)	5			必修	5単位				
	教育実習(幼稚園)Ⅰ	1	必修	5単位						
	教育実習(幼稚園)Ⅱ	4								
計		99	必修	37単位	必修	43単位				
					選択必修	1単位				
			選択	4単位	選択	3単位				
教養科目および専門に関する科目から選択					10単位		10単位			
合計					64単位		70単位			

東京女子体育短期大学学則 別表
〔別表 3〕 こどもスポーツ教育学科 幼保コース

科目区分	授業科目	単位	幼保コース				
			幼稚園教諭		保育士資格		
			履修区分	最低履修 単位数	履修区分	最低履修 単位数	
教養科目	基礎演習科目	藤村トヨの教育	1				
		キャリアデザイン	1	必修	4単位	必修	4単位
		国語基礎講義	2				
	教養科目	児童と文学	2	選択			
		思想と人間観	2				
		日本国憲法	2	必修	2単位		
		社会と人間	2				
		海外英語・文化講座	2	選択		選択	
		地域社会とボランティア	2				
		自然科学入門	2				
		自然と生命	2				
	野外活動演習	1	必修	1単位	必修	1単位	
	語学・情報科目	外国語コミュニケーション(英語)Ⅰ	1	必修	4単位	必修	1単位
		外国語コミュニケーション(英語)Ⅱ	1			選択	
		情報機器演習Ⅰ	1			必修	1単位
		情報機器演習Ⅱ	1			選択	
	体育科目	体育理論	1	必修	2単位	必修	2単位
体育実技(含水泳)		1					
計		27	必修	13単位	必修	9単位	
					選択	2単位	
専門科目	教科科目	音楽A	1	必修	2単位	必修	1単位
		音楽BⅠ	1			選択必修	#
		音楽BⅡ	1	選択		選択	
		音楽BⅢ	1				
		音楽BⅣ	1				
		リズム遊び(含リミック)	1				
		総合表現(創作オペレッタ)	2	必修	2単位	必修	2単位
	領域科目 (内容理解方法)	子どもと健康	1	必修	4単位	必修	4単位
		子どもと環境	1				
		子どもと人間関係	1				
		子どもと表現	1	選択		選択必修	#
		子どもの運動a	1				
		子どもの運動b	1				
		子どもの身体表現a	1				
		子どもの身体表現b	1				
		子どもの野外活動	1				
		子どもの造形と遊び	1				
	基礎理論科目	保育者・教師論	2	必修	4単位	必修	4単位
		教育原理(含学校の制度と経営)	2				
		保育原理	2	選択		必修	10単位
		子ども家庭福祉	2				
		社会福祉	2				
		子ども家庭支援論	2				
		社会的養護Ⅰ	2				
		児童福祉施設研究	1				
	対象理解科目	こども学	2	選択		選択必修	#
		子どもの身体学	2				
		発達心理学	2	必修	2単位	必修	5単位
		子ども家庭支援の心理学	2	選択			
		幼児理解	1	必修	1単位	必修	4単位
子どもの保健		2	選択				
子どもの食と栄養		2					

科目区分		授業科目	単位	幼保コース			
				幼稚園教諭		保育士資格	
				履修区分	最低履修 単位数	履修区分	最低履修 単位数
専門科目	総論	保育・教育課程論	2	必修	3単位	必修	3単位
		保育内容総論	1				
	教育内容指導法	保育内容(健康)指導法	1	必修	7単位	必修	5単位
		保育内容(人間関係)指導法	1				
		保育内容(環境)指導法	1				
		保育内容(言葉)指導法	1				
		保育内容(身体表現)指導法	1				
		保育内容(音楽表現)指導法	1				
		保育内容(造形表現)指導法	1			選択必修	＃
	内容・方法各論	教育の方法及び技術 (情報通信技術の活用含む)	2	必修	2単位	選択	
		乳児保育Ⅰ	2	/	/	必修	4単位
		乳児保育Ⅱ	1				
		子どもの健康と安全	1	必修	1単位	/	/
		特別支援教育概論	1				
		障害児保育Ⅰ(含特別支援教育)	1	/	/	必修	4単位
		障害児保育Ⅱ(含特別支援教育)	1				
		社会的養護Ⅱ	1				
		子育て支援	1	必修	2単位	選択	
		教育相談	2				
		レクリエーション演習	1	選択			
総合演習科目	保育・教職(幼稚園)実践演習	2	必修	2単位	必修	2単位	
実習科目	教育実習(幼稚園)Ⅰ	1	必修	5単位	選択		
	教育実習(幼稚園)Ⅱ	4					
	保育実習指導Ⅰ	2	/	/	必修	6単位	
	保育実習Ⅰ(保育所)	2					
	保育実習Ⅰ(施設)	2					
	保育実習指導Ⅱ	1					
	保育実習Ⅱ	2			選択必修	ⅡまたはⅢ のいずれか を選択する。	
	保育実習指導Ⅲ	1					
保育実習Ⅲ	2						
計			89	必修	37単位	必修	54単位
					1)選択必修	3単位	
					2)選択必修	4単位	
				選択	4単位		
教養科目および専門に関する科目から選択				選択	10単位		
合計					64単位		72単位

1)選択必修 保育士実習指導・保育実習のⅡ又はⅢのいずれかを修得する。

2)選択必修 選択必修科目Ⅱから修得する。

東京女子体育短期大学学則 別表
 [別表 4] 中学校教諭二種免許状(保健体育)

免許法施行規則		最低 単位数	授業科目名称	授業形態	単位	中学校教諭 二種取得単位		備考
科目区分等						必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	体育実技	体づくり運動a	実技・講義	1	1		
			体づくり運動b	実技・講義	1	1		
			武道(柔道)	実技・講義	1		1	
			武道(剣道)	実技・講義	1		1	
			器械運動a	実技・講義	1		1	
			器械運動b	実技・講義	1		1	
			陸上競技a	実技・講義	1		1	
			陸上競技b	実技・講義	1		1	
			球技(バスケットボール)	実技・講義	1		1	
			球技(バレーボール)	実技・講義	1		1	
			球技(ハンドボール)	実技・講義	1		1	
			球技(ソフトボール)	実技・講義	1		1	
	ダンスa	実技・講義	1		1			
	ダンスb	実技・講義	1		1			
	新体操a	実技・講義	1		1			
	新体操b	実技・講義	1		1			
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	スポーツ原理	講義	2	2		
			スポーツ心理学	講義	2	2		
			スポーツ経営管理学	講義	2		2	
			スポーツ社会学	講義	2		2	
	スポーツ史		講義	2	2			
	運動学(含運動方法)		講義	2	2			
	生理学		講義	2	2			
	スポーツ生理学		講義	2	2			
	衛生学・公衆衛生学	講義	2	2				
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	講義	2	2				
	各教科の指導法(情報通信技術の活用含む。)		スポーツ医学(含救急法)	講義	2	2		
			保健体育科教育法Ⅰ	講義	2	2		
			保健体育科教育法Ⅱ	講義	2	2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理(含学校の制度と経営)	講義	2	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育原理(含学校の制度と経営)	講義	2	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職論	講義	2	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	講義	2	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	講義	1	1		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	講義	2	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	6	道徳の指導法	講義	1	1		
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	講義	1	1		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	講義	1	1		
	教育の方法及び技術		教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)	講義	2	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)	講義	2	2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論(含進路指導)	講義	2	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒指導論(含進路指導)	講義	2	2		
	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	講義	2	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習	実習	5	5		
	教職実践演習	2	教職実践演習(中)	演習	2	2		
大学が独自に設定する科目	4							
合計		35			67	49	18	

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	日本国憲法	講義	2	2		
	体育	2	水泳(含海浜実習)	実技・講義	2	2		
	外国語コミュニケーション	2	外国語コミュニケーション(英語)Ⅰ	演習	1	1		
			外国語コミュニケーション(英語)Ⅱ	演習	1	1		
	情報機器の操作	2	情報機器演習Ⅰ	演習	1	1		
情報機器演習Ⅱ			演習	1	1			
合計		8			8	8		

東京女子体育短期大学学則 別表
〔別表 5〕 小学校教諭二種免許状

免許法施行規則			授業科目名称	授業形態	単位	小学校教諭二種取得単位		備考	
科目区分等		最低 単位数				必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写含む。)	国語(含書写)	講義	2	2		※選択科目から1単位以上選択必修	
		社会	社会	講義	2	2			
		算数	算数	講義	2	2			
		理科	理科	講義	2	2			
		生活	生活	講義	2		2		
		音楽	音楽A	演習	1	1			
			音楽B I	演習	1		1		
		図画工作	図画工作 I	演習	1	1			
		家庭	家庭	演習	1		1		
		体育	体育 I	演習	1	1			
	外国語	小学校英語	演習	1		1			
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		国語科教育法 I	国語科教育法 I	演習	1	1		
			国語科教育法 II	国語科教育法 II	演習	1			1
			社会科教育法 I	社会科教育法 I	演習	1	1		
			社会科教育法 II	社会科教育法 II	演習	1			1
			算数科教育法 I	算数科教育法 I	演習	1	1		
			算数科教育法 II	算数科教育法 II	演習	1			1
			理科教育法 I	理科教育法 I	演習	1	1		
			理科教育法 II	理科教育法 II	演習	1			1
			生活科教育法 I	生活科教育法 I	演習	1			1
			音楽科教育法 I	音楽科教育法 I	演習	1	1		
			音楽科教育法 II	音楽科教育法 II	演習	1			1
			図画工作科教育法 I	図画工作科教育法 I	演習	1	1		
			図画工作科教育法 II	図画工作科教育法 II	演習	1			1
			家庭科教育法 I	家庭科教育法 I	演習	1			1
			体育科教育法 I	体育科教育法 I	演習	1	1		
		体育科教育法 II	体育科教育法 II	演習	1		1		
	小学校英語教育法 I	小学校英語教育法 I	演習	1		1			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理(学校の制度と経営)	講義	2	2			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教師論	講義	2	2			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		発達心理学	講義	2	2			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		特別支援教育概論	講義	1	1			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育課程論	講義	2	2			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)								
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	6	道徳の指導法	講義	1	1			
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	講義	1	1			
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	講義	1	1			
	教育の方法及び技術		教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)	講義	2	2			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒指導論(含進路指導)	講義	2	2			
	生徒指導の理論及び方法		教育相談	講義	2	2			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法									
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習(幼・小)	実習	5	5			
	教職実践演習	2	教職実践演習(小)	演習	2	2			
大学が独自に設定する科目		2							
合計					58	43	15		
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	日本国憲法	講義	2	2			
	体育	2	体育理論	講義	1	1			
			体育実技(含水泳)	実技	1	1			
	外国語コミュニケーション	2	外国語コミュニケーション(英語) I	演習	1	1			
			外国語コミュニケーション(英語) II	演習	1	1			
情報機器の操作	2	情報機器演習 I	演習	1	1				
		情報機器演習 II	演習	1	1				
合計					8	8	0		

東京女子体育短期大学学則 別表
〔別表 6〕 幼稚園教諭二種免許状

免許法施行規則		最低 単位数	授業科目名称	授業形態	単位	幼稚園教諭 二種取得単位		備考
科目区分等						必修	選択	
領域及び 保育内容 の指導法 に関する 科目	領域に関する専門的事項	12	子どもと健康	演習	1	1		
			子どもと環境	演習	1	1		
			子どもと人間関係	演習	1	1		
			子どもと表現	演習	1	1		
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		保育内容総論	演習	1	1		
			保育内容(健康)指導法	演習	1	1		
			保育内容(人間関係)指導法	演習	1	1		
			保育内容(環境)指導法	演習	1	1		
			保育内容(言葉)指導法	演習	1	1		
			保育内容(表現)指導法	演習	1	1		
			保育内容(音楽表現)指導法	演習	1	1		
			保育内容(造形表現)指導法	演習	1	1		
教育の基礎的理解に 関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理(含学校の制度と経営)	講義	2	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		保育者・教師論	講義	2	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		発達心理学	講義	2	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		特別支援教育概論	講義	1	1		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		保育・教育課程論	講義	2	2		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)								
道徳、総合的な学習 の時間等の指導法及 び生徒指導、教育相 談等に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)	講義	2	2		
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解	演習	1	1		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	講義	2	2		
教育実践に関する科 目	教育実習	5	教育実習(幼稚園)Ⅰ	実習	1	1		
	教職実践演習		2	教育実習(幼稚園)Ⅱ	実習	4	4	
			保育・教職(幼稚園)実践演習	演習	2	2		
大学が独自に設定する科目		2	総合表現(創作オペレッタ)	講義	2	2		
合計		31			35	35	0	

教育職員免許法施 行規則第66条の6に 定める科目	日本国憲法	2	日本国憲法	講義	2	2		
	体育	2	体育理論	講義	1	1		
			体育実技(含水泳)	実技	1	1		
	外国語コミュニケーション	2	外国語コミュニケーション(英語)Ⅰ	演習	1	1		
			外国語コミュニケーション(英語)Ⅱ	演習	1	1		
	情報機器の操作	2	情報機器演習Ⅰ	演習	1	1		
情報機器演習Ⅱ			演習	1	1			
合計		8			8	8	0	

東京女子体育短期大学学則 別表
〔別表 7〕 保育士資格

系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目	授業形態	単位数	必修	選択	備考
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6単位以上	藤村トヨの教育	演習	1	1		教養科目の中から必修科目9単位を含め、11単位以上修得すること
				国語基礎講座	講義	2	2		
				キャリアデザイン	講義・演習	1	1		
				児童と文学	講義	2		2	
				思想と人間観	講義	2		2	
				日本国憲法	講義	2		2	
				社会と人間	講義	2		2	
				海外英語・文化講座	演習	2		2	
				地域社会とボランティア	演習	2		2	
				自然科学入門	演習	2		2	
				自然と生命	講義	2		2	
				野外活動演習	演習	1	1		
	情報機器演習Ⅰ	演習	1	1					
	情報機器演習Ⅱ	演習	1		1				
外国語	演習	2以上	外国語コミュニケーション(英語)Ⅰ	演習	1	1			
			外国語コミュニケーション(英語)Ⅱ	演習	1		1		
体育	講義	1	体育理論	講義	1	1			
	実技	1	体育実技(含水泳)	実技	1	1			
合計		10単位以上				27	9	18	

厚生労働省告示別表第1による教科目				当該養成施設における教科の開設状況等					
系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目	授業形態	単位数	必修	選択	備考
保育 関の本質 科目・目的 に	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	2		
	教育原理	講義	2	教育原理(含学校の制度と経営)	講義	2	2		
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	2		
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	2		
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	2		
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	2		
	保育者論	講義	2	保育者・教師論	講義	2	2		
理保 育科 目 に 関 する の	保育の心理学	講義	2	発達心理学	講義	2	2		
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	2		
	子どもの理解と援助	演習	1	幼児理解	演習	1	1		
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	2		
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2	2		
保育 の内容・ 方法に 関する 科目	保育の計画と評価	講義	2	保育・教育課程論	講義	2	2		
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	1		
	保育内容演習	演習	5	保育内容(健康)指導法	演習	1	1		
				保育内容(人間関係)指導法	演習	1	1		
				保育内容(環境)指導法	演習	1	1		
				保育内容(言葉)指導法	演習	1	1		
				保育内容(身体表現)指導法	演習	1	1		
	保育内容の理解と方法	演習	4	子どもと健康	演習	1	1		
				子どもと環境	演習	1	1		
				子どもと人間関係	演習	1	1		
				子どもと表現	演習	1	1		
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	2		
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	1		
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	1		
障害児保育	演習	2	障害児保育Ⅰ(含特別支援教育)	演習	1	1			
			障害児保育Ⅱ(含特別支援教育)	演習	1	1			
社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	1			
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	1			
保育 実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ(保育所)	実習	2	2		
				保育実習Ⅰ(施設)	実習	2	2		
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2	2		
演習 総合	保育実践演習	演習	2	保育・教職(幼稚園)実践演習	演習	2	2		
合計		51単位				51	51		

〔別表 7〕 保育士資格

厚生労働省告別表第2による教科目				当該養成施設における教科の開設状況等					
系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目	授業形態	単位数	必修	選択	備考
保育に関する本質・科目			15単位以上	児童福祉施設研究	演習	1		1	この中から、6単位以上(「総合表現(創作オペレッタ)」を含む)を履修すること
				こども学	講義	2		2	
				子どもの身体学	講義	2		2	
				保育内容(音楽表現)指導法	演習	1		1	
				保育内容(造形表現)指導法	演習	1		1	
				総合表現(創作オペレッタ)	演習	2	2		
				子どもの造形と遊び	演習	1		1	
				子どもの運動a	演習	1		1	
				子どもの運動b	演習	1		1	
				子どもの身体表現a	演習	1		1	
子どもの身体表現b	演習	1		1					
子どもの野外活動	演習	1		1					
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習	2		2	Ⅱ又はⅢいずれかを履修すること
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1		1	
	保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ	実習	2		2	
	保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅲ	演習	1		1	
合 計						21	2	19	
保育士資格取得科目ではないが、学校独自の科目として開設されている教科目				教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)	講義	2		2	事前事後指導科目
				教育相談	講義	2		2	
				音楽A	演習	1	1		
				音楽BⅠ	演習	1		1	
				音楽BⅡ	演習	1		1	
				音楽BⅢ	演習	1		1	
				音楽BⅣ	演習	1		1	
				リズム遊び(含リトミック)	演習	1		1	
				レクリエーション演習	演習	1		1	
				教育実習(幼稚園)Ⅰ	実習	1		1	
				教育実習(幼稚園)Ⅱ	実習	4		4	
				合 計					